



市内局番を確かめておかけください

### 松くい虫航空防除を実施します

松くい虫航空防除で使用するスミパイン乳剤は、現在使用されている殺虫剤の中では人畜に対する毒性が最も少ない薬です。

散布も安全な方法で行いますが、一層の安全を図るため、次のことに注意してください。



▲ヘリコプターによる航空防除

| 地域                    | 日程                  | 時間      | 面積    |
|-----------------------|---------------------|---------|-------|
| 湊・阿那賀・沼島              | 6月6日(火)<br>6月27日(火) | 午前5時～8時 | 352ha |
| 中条中筋・中条徳原・湊・志知・伊加利・福良 | 6月7日(水)<br>6月28日(水) |         |       |
| 慶野松原                  | 6月8日(木)             |         | 25ha  |

- ① 散布中、その周辺では飲食物や干物を野外に出さないでください。
  - ② 散布当日は、その区域の森林に入らないでください。
  - ③ 果樹園、野菜等の栽培地や道路脇は避けて行います。が、万一薬剤が野菜や車等に直接かかった場合は、早めに散水してください。
- ※雨天等により順延する場合があります。
- ▲洲本農林水産振興事務所  
26・2102、市役所農林振興課 43・5025

### 麓街なみ景観の形成へ 淡路瓦屋根工事に奨励金

南あわじ市では地場産業の振興と麓街なみ景観の形成を目的に、淡路瓦を使用した建物の新築・改築をした建築主に対し奨励金を交付します。

▽対象 次のすべての条件に該当する方。①淡路島内で生産された瓦を使用②屋根工事面積が20㎡以上で、葺き替えの場合は瓦使用部分の80%以上を葺き替え③店舗等併用住宅の場合住宅部分が2分の1以上

▽奨励金額 屋根工事費の20%以内。次表のとおり屋根工事面積によって限度額があります。なお、改築の場合はその2分の1の額となります。

| 屋根工事面積           | 上限額  |
|------------------|------|
| 110㎡未満           | 10万円 |
| 110㎡以上<br>150㎡未満 | 15万円 |
| 150㎡以上           | 20万円 |

### 市連合自治会 役員が決まる

5月14日、南淡公民館で南あわじ市連合自治会総会が行われ、次の方々が18年度の役員に決まりました。(敬称略)

- 会長 芝 壽浩(福良)
- 副会長 大石 忠男(湊)
- 副会長 丹羽 啓裕(榎)
- 副会長 榎本 悟朗(潮美)
- 副会長 西川 正久(広)
- 副会長 内原 千治(津)
- 副会長 藤川 誠二(市)
- 会計監査 藤川 誠二(市)
- 会計監査 藤川 誠二(市)

### 「あわじ花と緑のコンクール」の作品募集

- ◆応募期間 9月29日(金)まで
  - ◆応募基準 各家庭やグループで取り組んでいる花づくり活動(花壇、庭、生け垣等)
  - ◆応募方法 生活環境課、淡路県民局備え付けの応募用紙に必要事項を記入のうえ、花や緑の最も美しい時期のカラー写真3枚以上を添付
  - ◆審査方法 家庭・学校・職域・コミュニティ各部門で審査し、最優秀賞・優秀賞・各部門賞を選考のうえ、表彰
- ▲(財)淡路21世紀協会 24-2001、NPO あわじ緑花協会 42-5111

### 園内では動物・植物とのふれあいを楽しめます

|       |            |
|-------|------------|
| 玉ねぎ   | 6月上旬まで     |
| ジャガイモ | 6月上旬～中旬    |
| ピーマン  | 6月中旬～10月下旬 |
| ナス    | 6月中旬～10月下旬 |
| トマト   | 8月下旬まで     |

### 市・県民税の税制改正等について

**第1期の納付は6月30日(金)まで**

平成18年度個人市・県民税の納税通知書を6月中旬にお届けします。

市・県民税の納期は、6月、8月、10月、翌年1月の4回です。

※全期前納される場合は、6月30日を過ぎると報奨金額が変わりますのでご注意ください。

市・県民税がかかる方は、18年1月1日現在、南あわじ市にお住まいで17年中に一定

の所得がある方。1月2日以降に南あわじ市外に転出された方、1月2日以降に亡くなった方も、18年度分までは南あわじ市で課税されます。

今回の市・県民税は、17年1月から12月までの1年間の所得をもとに算出され、均等割と所得割で構成されています。前年中に退職され、以降働かれていない方でも、前年退職までの所得により課税されます。

※18年度からの改正内容は左表のとおり。

▲税務課 43・5022

### 市・県民税の改正内容

- ① 老年者控除の廃止 (48万円→0円)
  - ② 公的年金控除額の引き下げ (所得税と同じ)
  - ③ 老年者非課税措置の廃止 (ただし経過措置として18年度は1/3課税。県民緑税は対象外)
  - ④ 定率減税の半減 (15% → 7.5%)
  - ⑤ 配偶者に対する均等割減税の廃止 (18年度から全額課税4,800円。内800円は県民緑税)
  - ⑥ 県民緑税(800円)の創設
  - ⑦ 市県民税非課税限度額の改正【均等割】
- ◆控除対象配偶者及び扶養親族のいずれも有しない場合・・・28万円(変更なし)
  - ◆控除対象配偶者もしくは扶養親族を有する場合・・・28万円×(控除対象配偶者+扶養親族数+本人) + **16.8万円(改正前17.6万円)**
- 【所得割】
- ◆控除対象配偶者及び扶養親族のいずれも有しない場合・・・35万円(変更なし)
  - ◆控除対象配偶者もしくは扶養親族を有する場合・・・35万円×(控除対象配偶者+扶養親族数+本人) + **32万円(改正前35万円)**

### 企業団地の販売

優遇措置もあり



▲南あわじ市企業団地(榎列上幅多)

### 視覚・聴覚・言語に障害のある方への講座

視覚・聴覚・言語に障害があり、義務教育修了年齢以上の方を対象に、スポーツや文化等の各種教室を年に数回開催しています。この教室の講座生を募集しています。

▲視覚障害者青い鳥学級事務局(淡路市教委内) ☎0799・64・2520

▲聴覚・言語障害者くすの木学級事務局(南あわじ市教委内) ☎37・3020、☎37・3040